定期巡回・随時対応型訪問介護看護「加算チェックシート」

点検項目	点検事項	点検結果	
同一建物居住者への提供	「同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物」もしくは「同一建物」に居住する利用者にサービス提供しており、その利用者が一月当たり50人未満。 (老人ホーム、サービス付高齢者住宅等 <u>に限らない</u> 。通常の集合住宅などを含む。)	該当 (600単位減算)	
	前項の利用者が、一月当たり50人以上	該当 (900単位減算)	
准看護師の訪問		該当(2%減算)	
通所介護等の利用者に 行った場合	通所介護等(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知 症対応型通所介護)の利用	あり	
特別地域定期巡回·随時 対応型訪問介護看護加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
中山間地域等における小 規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域+厚生労働大臣が定める施設基準	該当	
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	該当	
緊急時訪問看護加算	看護に関する相談に常時対応できる体制	あり	対応マニュアル等
	利用者又は、その家族の同意	あり	同意書等(規定はなし)
	他の事業所で当該加算の算定の有無	なし	
	24時間対応体制加算(医療保険)の算定	なし	
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	該当	主治医の指示書等
	計画的な管理の実施	あり	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
特別管理加算(Ⅱ)	1 在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	該当	主治医の指示書等
	2 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態	該当	"
	3 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態	該当	"
	4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	該当	"
	計画的な管理の実施	あり	
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	
	症状が重篤の場合医師による診療を受診できるような支援の有無	あり	
総合マネジメント体制強 化加算	1 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、関係者等が共同して、随時適切に見直しを実施	該当	
	2 地域との連携を図るとともに、地域の病院等関係施設に対し、サービスの内容について日常的に情報提供を実施	該当	
ターミナルケア加算	1 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態	該当	
	2 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態	該当	
	24時間連絡及び訪問の体制	あり	
	主治医と連携のもとターミナルケア計画及び支援体制を利用者、家族に説明と同 意	あり	訪問看護サービス記録書
	ターミナルケア提供についての身体状況の変化等必要な記録	あり	厚生労働省「人生の最終段階に おける医療・ケアの決定プロセ スに関するガイドライン」
	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアの実施(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)	あり	サービス提供票
	他の訪問看護ステーション等で当該加算の算定の有無	なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
	訪問看護ターミナルケア療養費(医療保険)及び在宅ターミナルケア加算(訪問看護・指導料)の有無	なし	
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内	該当	
退院時共同指導加算	共同指導の内容を文書により提供	あり	
	退院又は退所後に訪問看護サービス実施	あり	
総合マネジメント体制強 化加算	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を 取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員そ の他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っている	実施	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っている	実施	
生活機能向上連携加算 (I)	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設 (病院の場合、200床未満又は半径4Km以内に診療所が存在しないもの)の理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下本項で「理学療法士等」とい う。)の助言に基づき、計画作成している。	実施	
	計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに 関する状況について、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション 事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握 し、又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携 してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行っている	実施	
	計画作成責任者は、理学療法士等の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、計画の作成を行っている。計画には、理学療法士等の助言の内容を記載している。	実施	
	計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げる内容などを記載 a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途 とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容	実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
	上段 b 及び c の達成目標は、利用者の意向及び介護支援専門員の意見も踏まえ、利用者の意欲の向上につながるよう、例えば生活行為の回数や生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している。	実施	
	3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告してい る。	実施	
	初回のサービス提供日が属する月に算定	実施	
生活機能向上連携加算 (II)	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設 (病院の場合、200床未満又は半径4Km以内に診療所が存在しないもの)の理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下本項で「理学療法士等」とい う。)が利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療 法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレン スを行っている。	実施	
	利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画 作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(生活機能アセス メント)を行っている。	実施	
	利用者が日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護を計画している。	実施	
	計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げる内容などを記載 a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容	実施	
	上段 b 及び c の達成目標は、利用者の意向及び介護支援専門員の意見も踏まえ、利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している。	実施	
	初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日が属する月を含む3月を 限度として算定	実施	

点検項目	点検事項		点検結果	
	算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びbの達成目標を踏まえた適切な対応を行っている。		実施	
認知症専門ケア加算 (I)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランク III 以上の者である)の割合が5割以上		該当	
	対象者の数が20人未満で認知症介護に係る専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施		該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施		該当	
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	利用者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランク III 以上の者である)の割合が5割以上		該当	
	対象者の数が20人未満で認知症介護に係る専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施		該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施		該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設 全体の認知症ケアの指導等を実施		該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施		該当	
サービス提供体制強化	1 研修の計画策定、実施		該当	
加算Ⅰ	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催		定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施		全員に実施	
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が6割以上又は勤続10年以上の介護福祉士了者の占める割合が2割5分以上		該当	
サービス提供体制強化	1 研修の計画策定、実施		該当	
加算Ⅱ	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催		定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施		全員に実施	

(加算チェックシート)

点検項目	点検事項	点検結果	
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が4割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が6割以上	該当	
サービス提供体制強化	1 研修の計画策定、実施	該当	
加算Ⅲ	2 利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催	 定期的に実施	
	3 定期的な健康診断の実施	全員に実施	
	4 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の占める割合が5割以上、もしくは勤続7年以上の者の割合が3割以上	該当	
介護職員処遇改善加算 (I)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書·介護 職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	あり	"
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	介護職員処遇改善実績報告書· 介護職員等特定処遇改善実績報
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 <キャリアパス要件> (一)(二)(三)いずれにも適合		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介 護職員に周知	あり	就業規則、給与規定等
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に 昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	あり	就業規則、給与規定等
	8 <職場環境等要件> 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの記録

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書·介護 職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	あり	"
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	介護職員処遇改善実績報告書· 介護職員等特定処遇改善実績報 告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 <キャリアパス要件> (一)(二)いずれにも適合		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介 護職員に周知	あり	
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機 会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 <職場環境等要件> 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	実施した取組みの記録
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書·介護 職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	あり	"
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	介護職員処遇改善実績報告書· 介護職員等特定処遇改善実績報 告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 <キャリアパス要件>(一)又は(二)のいずれかに適合		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介 護職員に周知	あり	
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機 会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 <職場環境等要件> 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (IV)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書・介護 職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	あり	"
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	介護職員処遇改善実績報告書・ 介護職員等特定処遇改善実績報 告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 <キャリアパス要件>、8 <職場環境等要件>に掲げる基準のいずれかに適合		
	7(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての 介護職員に周知	あり	
	7(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 <職場環境等要件> 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要 した費用を全ての職員に周知	あり	
介護職員処遇改善加算 (V)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書・介護 職員等特定処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	あり	"
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	所護職員処遇改善美績報告書 介護職員等特定処遇改善実績報 生
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
	6 労働保険料の納付	適正に納付	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1 賃金改善の対象となるグループ (a 経験・技能のある介護職員、b 他の介護職員、c その他の職種)を設定	あり	介護職員処遇改善計画書·介護 職員等特定処遇改善計画書
	2 a経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均 8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上(困難な場合は 合理的な説明を計画書に記載している)	あり	"
	3 a経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額が b 他の介護職員の平均賃金 改善額を上回っている	あり	II
	4 b他の介護職員の平均賃金改善額が c その他の職種の平均賃金改善額の 2 倍以上	あり	11
	5 その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない (上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない)	あり	"
	6 計画書上の職場環境等要件における「職員の新規採用や定着促進に資する取組」、「職員のキャリアアップに資する取組」、「両立支援・多様な働き方の推進に資する取組」、「腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組」、「生産性の向上につながる取組」、「仕事へのやりがい・働きがいの醸成」ごとに1以上の取組を行っている	あり	"
	7 処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを算定	あり	"
	8 算定する処遇改善加算の区分((I)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ))に応じた要件を満たす	あり	11
	9 特定加算に基づく取組の公表(ホームページ等への掲載等)	あり	II .
	10 サービス提供体制強化加算Ⅰを算定	あり	"
	11 特定処遇改善に関する実績の報告	あり	介護職員処遇改善実績報告書· 介護職員等特定処遇改善実績報 告書
介護職員等特定処遇改善 善加算(Ⅱ)	1 賃金改善の対象となるグループ (a 経験・技能のある介護職員、b 他の介護職員、c その他の職種)を設定	あり	介護職員処遇改善計画書·介護 職員等特定処遇改善計画書
	2 a経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上(困難な場合は合理的な説明が計画書に記載されている)	あり	"
	3 a経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額が b 他の介護職員の平均賃金 改善額を上回っている	あり	II .
	4 b他の介護職員の平均賃金改善額が c その他の職種の平均賃金改善額の 2 倍以上	あり	11
	5 その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない (上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない)	あり	"
	6 計画書上の職場環境等要件における「職員の新規採用や定着促進に資する取組」、「職員のキャリアアップに資する取組」、「両立支援・多様な働き方の推進に資する取組」、「腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組」、「生産性の向上につながる取組」、「仕事へのやりがい・働きがいの醸成」ごとに1以上の取組を行っている	あり	"
	7 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定	あり	"

(加算チェックシート)

点検項目	点検事項	点検結果	
	8 算定する処遇改善加算の区分((I)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ))に応じた要件を満たす	ロ あり	II .
	9 特定加算に基づく取組の公表(ホームページ等への掲載等)	ロ あり	II .
	10 特定処遇改善に関する実績の報告		介護職員処遇改善実績報告書· 介護職員等特定処遇改善実績報